

議第 50 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

当該条例で定める、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）の扶養手当支給額を基に算定されており、昨年度の給与法の改正により、扶養手当支給額が段階的に改正されたことから、加算額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年下呂市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円を、</u>それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については <u>333 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）を</u>それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

当該条例で定める、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）の扶養手当支給額を基に算定されており、昨年度の給与法の改正により、扶養手当支給額が段階的に改正されたことから、加算額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 補償基礎額の加算額を改正します。

(第 5 条関係)

(2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(3) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日以後に支給される事由が生じた損害補償及び同日前に支給される事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給される事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給される事由が生じた傷病補償年金等の同日前の期間に係る傷病補償年金等は、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)